

第 350 回月例会・報告概要

開催日：2017 年 4 月 15 日（土曜日） 10：00～

報告者：稲田 和也（山梨大学）

テーマ：訴訟における辞書・辞典の利用状況とその意義について

報告者コメント：訴訟実務では証拠として広辞苑や技術の専門辞書などが証拠として利用される場面に接することがある。ところで、最近報告者は中国における辞書類の利用状況を実証的に分析した論文（陳林林＝王雲清「司法判決中詞典釈義」法学研究 2015 年 3 期 3 頁）に接する機会があった。この論文に触発され、日本の訴訟において辞書がどのように扱われているかについて、平成 28 年度の判決文から検討することとしたい。

報告概要：

1. はじめに

- ・辞書類が裁判の証拠で利用されている（経験則）
- ・陳林林＝王雲清「司法判決中詞典釈義」（中国語表記：陈林林 王云清《司法判決中词典释义》）法学研究 2015 年 3 期 3 頁による分析
- ・日本では法学分野が辞書学（lexicography）の対象となっていない。
- ・陳＝王論文の研究を参照しながら、「試行」として日本の裁判例を分析する。

2. 陳＝王論文の概要

- （1）目的と分析手法
- （2）主要な分析結果
- （3）辞書解釈の再確認 “词典释义的理论反思”

3. 日本の裁判例における辞書等の利用の状況

- ・判例検索システム D1-Law.com
 - ・「辞書」、「辞典」、「字典」、「広辞苑」
 - ・判決日（期間）：平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日
 - ・語義が問題となっている事件、重複する事件は除外して 58 件が検証対象
- （1）事件内容の状況
 - ・知的財産権の訴訟において辞書類が頻繁に利用されている（44 件／58 件）。知的財産権のうちでも特許権に関するものが多い（31／44 件）。取消訴訟と侵害訴訟の比率は、18 件：28 件となっている。
 - （2）辞書の利用目的
 - ・語句の意義を明らかにするという辞書類の本来的が圧倒的（54／58 件）
 - ・契約書等の文言については少ない（3／58 件）
 - （3）特許権・商標権関係の訴訟と裁判所の判断への利用
 - ・特許関係の訴訟の方が商標関係の訴訟より裁判所の判断に採用されているもの多かった。特許（24／31 件）、商標（7／10 件）
 - （4）裁判所の判断に利用された辞書類の提出当事者
 - ・裁判所の判断に利用されているものは、提出者不明・なし（19 件／43 件）、勝訴側（16／43 件）が多い。

- (5) 裁判所の判断に利用された辞書について
- ・通常の国語辞典の利用が多いが、中でも広辞苑が裁判所の判断の利用が圧倒的
 - ・書名が特定されていない事案もある。

4. 分析から推測されるもの

(1) 総論

- ・判決文中に辞書類が使用されているものは検索対象時期の総民事裁判例数 6789 件（重複除外せず。2017.4.10 アクセス）の 1%程度
- ・審決取消事件では、若干比率が高い状況（18/197 件。分母は重複除外せず）

(2) 法的な規範の用語と辞書類の利用

- ・特許請求項で使用されている語義の解釈
 - [裁判例 2-1] 東京地判 H28・2・23 裁判所ウェブサイト
請求項中に定義づけられてない用語（特許法施行規則様式 29〔備考〕7、8 参照）に辞書による一般的意味を採用した事例
 - [裁判例 2-2] 知財高判 H28・10・5 裁判所ウェブサイト
請求項中に定義がなく、また辞書類の定義を加味してもその意義が明らかにならないとした事例
 - [裁判例 2-3] 知財高裁 H28・3・28 判タ 1428・53
辞書類の一般的定義に請求項の内容から意味を付加した事例

- ・契約と法令上の語義に関する事例
 - 契約について [裁判例 2] 高松高判 H28・1・15 判時 2287・57
 - 法令について [裁判例 45] さいたま地判 H28・8・26D1-LAW

(3) 規範以外の言葉の意味と辞書類の利用

[裁判例 3-1] 東京地判 H28・4・28D1-LAW 名誉棄損事例

(4) 裁判における辞書類の意義

- ・裁判において争点に関連する規範の用語の語義を明らかにするため、辞書類が有用な証拠とされていることは、数値上も明らか
- ・辞書類の裁判所での利用には、名誉棄損案件のように、規範の語義ではなく事実の評価にかかわるものにも利用されている。
- ・辞書類の利用にあたっては、その語義を重視しながら、さらに規範的な評価を加味している場合がある。
- ・十分な標本確保が行っていないので、分析結果を含めて結論は留保。

5. まとめにかえて

以 上